

平成 28 年 9 月 21 日

お取引先様各位

株式会社ベルグリーンワイズ

代表取締役 野寄 健

TEL : 052-238-1413

FAX : 052-238-1418

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所において係争中でありました、住友ベークライト株式会社より提起された訴訟において、下記のとおり平成 28 年 9 月 21 日に裁判上の和解が成立しましたのでお知らせします。

記

1. 本件に関する事項

当社は、平成 25 年 10 月 28 日に、住友ベークライト株式会社より、特許権（特許第 4 7 7 9 6 5 8 号）を侵害しているとの訴えを東京地方裁判所に提起され、係争しておりましたが、今般、東京地方裁判所より和解の勧告があり、これに応じることといたしました。

今回の特許侵害の対象となった製品は、オーラパックシリーズの内、針孔穿孔加工を施した S H シリーズの更に一部にすぎません。対象となったオーラパック S H シリーズの製品は、既に販売を終了しており、現在販売している製品には本件特許権侵害の問題はありません。

当社は、これまで同訴訟において主張を尽くしてまいりましたが、中小企業として対応できることも限られ、訴訟を継続した場合の労力や訴訟費用の増加が見込まれること。オーラパックシリーズの主たる機能である水分子活性化技術が問題となったわけではなく、針孔穿孔加工した製品の中のごく一部が該当するものであること、すでに該当製品の製造及び販売していないこと、などを総合的に勘案した結果、和解によって早期に解決を図ることが最善の策であると判断し、下記 3. の内容を骨子とする裁判上の和解をすることといたしました。現在販売しているオーラパックシリーズの製品は、本件特許との関わりは一切ありません。

2. 和解の相手先

- (1) 名 称：住友ベークライト株式会社
(2) 所 在 地：東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号
(3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 林 茂

3. 和解の主な内容

和解の主な内容は、下記の通りとなっております。

- ・当社は、住友ベークライトに対し、一部製品の侵害を認め、相当額の和解金を支払い、無効審判上告受理事件を取り下げる
- ・住友ベークライトは、当社に対するその余の請求を放棄する
- ・和解に定める以外、両社間には何らの債権債務も存しないことを相互に確認する

4. 今後の見通し

本件和解においては、「1. 本件に関する事項」にもありますように、既に侵害製品の製造及び販売をしていないこと、現在販売しているオーラパックシリーズは、本件特許との関わりが一切ないことから、当社の当面の販売活動に及ぼす影響はありません。

以上